

委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務の名称

メタボ対策総合戦略事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 委託業務の目的

宮城県では、メタボリックシンドローム（以下「メタボ」という。）該当者及び予備群の割合が直近値で全国ワースト2位、経年でも10年連続ワースト3位以内となっており、その改善が喫緊の課題となっている。

そのため、こうした事実を県民に周知するとともに、メタボの改善に資する既存の各種取組をパッケージ化し、若い世代や働き盛り世代に多い健康づくり無関心層を主な対象に、メタボ対策に向けた総合的な環境整備と相乗効果の高い普及啓発を推進しようとするもの。

4 メタボ対策に係る県事業説明

（1）第2次みやぎ21健康プラン（以下「第2次プラン」）について

県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現を基本理念に平成14年3月に策定した健康増進計画。第2次プランでは、重点的に取り組む分野を「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の3分野に絞って設定するとともに、県民が取り組みやすいスローガンとして「減塩！あと3g」、「歩こう！あと15分」、「めざせ！受動喫煙ゼロ」を設定した（令和4年度に各目標項目の最終評価を予定）。

（2）スマートみやぎ健民会議について

健康みやぎの実現を目指し、産官学連携のもと、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりの支援体制を構築するため、平成28年2月に設立した県民運動。

健康課題の多い働き盛り世代が、意識しなくても健康になれる環境づくりのため、事業所での健康経営の実践や健診受診率の向上等、自ら取り組む企業及び団体が会員登録している。

一般会員のほか、優良会員、応援企業があり、詳細は別紙1「スマートみやぎ健民会議の会員、優良会員及び応援企業の概要」のとおり。

（3）健康づくり優良団体等表彰

「スマートみやぎ健民会議」の趣旨に則り、県内での主体的な健康づくり活動の奨励、拡大を図るため、職場や地域で積極的に活動を行っている団体、自治体等を表彰するもの。

表彰内容は、「大賞（1）」、「優良賞（企業部門、市町村部門、地域団体部門、教育・保育部門）」。

（4）みやぎヘルスサテライトステーション（以下「ステーション」）について

県からの健康情報を発信するほか、健康測定器等の設置によるセルフチェックコーナーやイベントの実施など、買い物などのついでに気軽に健康づくりを体験できる拠点として、県が登録している。

県民に対してはステーション利用について、商業施設等に対してはステーション登録について、それぞれ周知が必要。

（5）ウォーキングプラス15推進事業（みやぎウォーキングアプリ）について

第2次プランの中間評価の際、身体活動・運動に関する目標項目の改善が思わしくなかったことから、平成30年度以降の最重点目標項目を「歩こう！あと15分」と設定し、楽しく歩くことをサポートするため、平成30年1月からみやぎウォーキングアプリ（以下「アプリ」）を構築し、運用している。

(6) ベジプラス100&塩 eco 推進事業について

第2次プランの「栄養・食生活」の中間評価の結果、若い世代の野菜摂取量が目標とする350gから約100g少なかったこと、また食塩摂取量は全国と比較して依然として多いことから、メタボ予防対策の一環として、働き盛り世代を対象に野菜摂取量増加と食塩摂取量減少を目指して進めている取組。令和元年度には、県内4社の協力を得て、スーパー、コンビニ等320店で野菜たっぷり塩を控えめにした「ベジプラスメニュー」の販売や知事出演CMによるPR、商品発表会を実施した。

今年度は、キャンペーン期間を設けて、「みやぎベジプラスメニュー」の販売のほか、ベジプラス（野菜たっぷりメニューの提供等）の取組を行う飲食店等をキャンペーン協力店として広く募集する。詳細は別紙2のとおり。

(7) 第3期宮城県食育推進プランについて

第2次プランの基本理念に加え、「多彩で豊かな宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指す」を基本目標として平成28年3月に策定した食育基本法に基づく県計画。

(8) みやぎ食育表彰

食育に対する機運の醸成を図り、県民の食育活動に対する取組を一層推進するため、食育活動を積極的に行っている者（個人、団体又は企業）を表彰するもの。

表彰内容は、「大賞（1）」、「奨励賞（2）」。

(9) 改正健康増進法について

原則屋内禁煙、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止など、受動喫煙防止対策を義務化する改正健康増進法が令和2年4月から全面施行された。改正された内容の周知徹底が必要。

(10) 第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画について

「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成22年12月）」に基づき、県民の心身全体の健康保持増進に関わる歯と口腔の健康づくりを推進するため、平成30年3月に策定した計画。

中でも、働き盛り世代における健康課題の一つである歯周病は全身疾患との関わりがあることから、対策が必要である。

5 業務内容

下記（1）から（11）までの業務を実施すること。実施に当たっては、6の留意事項を踏まえるとともに、（1）から（3）までにあっては、それぞれに記載の長期的目標（令和5年3月末における目標）の達成を見据えて同じ項目における今年度達成を目指す数値目標を、（4）にあっては、記載の項目における数値目標を、（5）から（8）までにあっては、イベント参加者数、配布対象者数、アクセス数など、普及啓発業務に係る目標指標と目標数を設定すること。

(1) 会員数の増加に係る「スマートみやぎ健民会議」の普及啓発

スマートみやぎ健民会議について普及啓発し、その趣旨（主に健康経営の実践）に賛同する会員、特に優良会員を増加させること。

長期的目標は、一般会員1,200団体、優良会員100団体とする。

(2) ステーションの周知

ステーションを県民に周知するとともに、ステーションの増加と全県展開を目的に、幅広い年齢層で不特定多数の県民が日常生活の中で利用可能な施設（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなど）を対象に、登録に関する周知を行うこと。

長期的目標は、設置数200か所とする。

(3) アプリの登録者数の増加の取組

アプリを周知し、登録までつながるような取組を行うこと。

なお、保守運用を行う事業者との調整を行う必要があるため、受注者が指定する打合せ（毎月実施予定）に定期的に参加し、情報共有を図ること。

長期的目標は登録者数30,000人とする。

- (4) アプリ等を活用した会員及び応援企業向け「(仮称)企業対抗大運動会」の開催
スマートみやぎ健民会議の会員が楽しんで参加できる「(仮称)企業対抗大運動会」を開催すること。なお、開催に当たっては、1か所に集合して実施する方法ではなく、参加者が「新しい生活様式」のもと実施できる方法を企画すること。
また、インセンティブの付与、インセンティブの取りまとめ及び発送、参加申込の簡便化、実施内容の公平性、各企業が1か月程度継続して取り組めること等を考慮すること。また、インセンティブについては、応援企業の意向を優先することとし、打合せ会で趣旨説明を行うほか、郵送方法等詳細については個別に調整を行うこと。
目標項目：参加者数
- (5) ベジプラス100&塩eco推進事業の企画運営と普及啓発
働き盛り世代を主な対象として「野菜摂取量の増加」や「減塩」の重要性を啓発し、日常的に「野菜摂取量の増加」や「減塩」に継続して取り組めるような企画運営や広報を行う。
キャンペーン期間は令和2年11月から令和3年3月までとし、キャンペーン協力店の募集、協力店の取組紹介等ホームページに掲載する。また、11月と3月は強化月間として「みやぎベジプラスメニュー」の販売促進につながるPRを効果的に行う。
広報についてはWebやSNS等活用し、インセンティブの付与等により効果的に実施すること。
- (6) 改正健康増進法に係る啓発及び受動喫煙等の健康影響に関する普及啓発
改正健康増進法の周知徹底が図られるような取組を行うとともに、受動喫煙等の健康影響に関する普及啓発を行うこと。特に家庭での受動喫煙をなくすための具体的な取組を行うこと。
- (7) 働き盛り世代(職場)の歯と口腔の健康づくりの普及啓発
働き盛り世代に多い歯周疾患を予防するため、デンタルフロス等歯間清掃具の使用や、かかりつけ歯科医院を持つこと等に関する啓発普及を行うこと。
また、歯と口腔の健康は全身の健康に影響することを広く県民に周知してもらう効果的な普及啓発を行うこと。
- (8) 食育の推進の普及啓発
食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するため、行政、教育機関、関係団体及び地域が連携して実施する11月の「みやぎ食育推進月間」にあわせて食育に関する普及啓発を行うこと。
- (9) 健康づくり優良団体表彰の実施
発注者が選定する団体の活動を奨励し、その活動内容の県民への周知を図ること。
- (10) みやぎ食育表彰の実施
発注者が選定する団体の活動を奨励し、その活動内容の県民への周知を図ること。
- (11) 全事業を連動させて発信できる仕組み(WebやSNSの活用等)の構築
上記(1)から(10)までの事業その他の県の健康づくり事業を連動させて発信できる「ポータルサイト」を構築すること。さらに、サイト内のお知らせ、動画配信、結果更新等レイアウトの変更は、運営会社だけではなく、県及び保健所等県機関からもアクセスして変更できる内容とし、セキュリティ対策には万全を期すること。
なお、次年度以降は発注者が保守管理できるシステムであることが望ましい。

6 留意事項

- (1) 上記5の事業が相乗効果を発揮するためパッケージ化すること。(例：メタボ改善に向けたシリーズもののポスターの作成など)
- (2) 特に健康づくり「無関心層」に対して成果がみられる取組を行うこと。
- (3) 県内全域での周知、取組を行うこと。
- (4) 会員、優良会員、応援企業、ステーション等、4に記載の協力企業等と連携した取組を提案すること。
- (5) 事業の実施に当たり、発注者と協議の上、県所有のロゴマーク、ポスター、パンフレット等を使用することは妨げない。

- (6) システム障害、プライバシーの侵害等速やかに対応が必要な事象が発生した場合に備え、休業日にも連絡が取れる体制を構築すること。
- (7) 本業務に基づき作成したシステム、パンフレット、キャラクター等全ての所有権を発注者に帰属すること。
- (8) 特定企業の利益誘導や営利を目的としないこと。
- (9) 業務遂行に当たっては、受注者と協議の上、進捗状況の管理に努めること。
- (10) 令和2年5月4日付けで厚生労働省が公表した「新しい生活様式」においても可能な取組を提案すること。

7 成果品

本業務に基づき作成したもの

8 納入場所

宮城県保健福祉部健康推進課

9 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

10 契約の条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙4「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

11 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。

スマートみやぎ健民会議の会員、優良会員及び応援企業の概要

	会 員	優良会員	応援企業
対 象	企業、保険者、医療・保健・教育・産業分野の機関・団体、行政機関等の団体	スマートみやぎ健民会議の会員で、県内に本社若しくは本店又は事業の拠点があり、かつ、県内で活動を行っている団体	県内に所在地、支店、事業所等の活動拠点を置き、活動実績がある企業、公益法人、NPO法人、大学等の学術・研究機関等 ※会員であるか否かは問わない
要 件	スマートみやぎ健民会議の目的・活動※に賛同すること ↓ ※会議の目的 ・産官学の参画と協働による健康に関する県民運動の推進 ※会議の活動 ・健康づくりに関する情報提供・理解の促進 ・会員相互の情報の共有・交換	認定基準※を満たしていること ↓ ※認定基準 ・「企業・協同組合」、「市町村」、「地域団体」ごとに設定 ＜例：企業・協同組合の場合＞ 「従業員等の健康診断受診率が70%以上であること」等5項目の必須項目と、「従業員等の歯科検診等を実施していること」等13の任意項目のうち、大規模企業の場合には10項目以上、中小企業等の場合には7項目以上の要件を満たしていることが必要	「スマートみやぎ健民会議」の活動への、人材、技術、情報、媒体又は物資等の提供による支援が可能なこと
手 続	「会員登録書」を県に提出 ※登録内容： ・名称、所在地等団体の情報 ・スマートアクション宣言（健康づくりのために取り組むことや目標） ※事務局（県）は、形式的な審査のみ行う。申込みがあれば、企業等の実態があれば会員となる	登録を受けようとする会員が事務局（県）に認定を申請し、事務局が認定基準に基づいて審査し、認定証を交付	登録を受けようとする団体が事務局（県）に登録の申込みを行い、事務局（県）が審査し、登録通知を送付
職 務 等	県民又はその構成員等を対象として、事業、活動、サービス等を通じて、適正体重の維持を主眼に、健康づくりの意識浸透を図るための活動を行う	（同 左）	「スマートみやぎ健民会議」の、「身体活動・運動の実施及び継続に関する活動」、「栄養・食生活の改善に関する活動」、「正しい健康知識の普及啓発に関する活動」に対する、人材、技術、情報、媒体又は物資等の提供 ↓ ※支援例： ・健康セミナーの開催 ・各種イベント等での展示ブースの設置 ・料理教室の開催 ・ウォーキングレッスンの開催 ・健康づくりに関するリーフレット配布
認定期間	認定期間の期限はなく、団体が辞退するまで継続	●認定期間は1年間 ●更新を受けようとする場合は、期間満了前に事務局に再申請が必要	認定期間の期限はなく、団体が辞退するまで継続
会員等になった場合のメリット	●県のHPに団体名が掲載され、活動や取組が紹介される ●健康づくりに取り組む企業、団体としてイメージアップに繋がる ●定期的な健康情報（健民通信）の受領 ●各種セミナー等への参加案内の受領 ●表彰（優れた取組を実施している場合） ●応援企業からの支援	●会員のメリットのほか、優良会員として団体のイメージアップに繋がる ●「がんばる中小企業応援資金」の信用保証料の軽減を受けることが可能（軽減率0.2%）	●「スマートみやぎ健民会議応援企業（スマートみやぎサポーター）」である旨の表示が可能 ●県のHPに企業名等が掲載され、応援企業として団体のイメージアップに繋がる ●県主催のセミナー等で展示ブースの無料提供

令和2年度「ベジプラス100&塩ecoキャンペーン」 協力店 募集!

知っていましたか？宮城県民はメタボが多いって！
県では、メタボや血圧、血糖が気になる方も安心して食事をとれる環境づくりのため、野菜摂取や減塩に取り組むお店を募集します。

対象

- 県内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット等
弁当やそうざいを提供しているお店
- 県内の飲食店、社員食堂



協力内容

キャンペーン期間（11月～3月）に2週間以上、下記のうちのいずれかに自主的に取り組む

- ① 野菜たっぷりのそうざいや野菜たっぷり弁当を販売する
- ② 野菜たっぷりメニュー（食べ放題、小鉢、定食、ラーメンの野菜増しなど）を提供する
- ③ ベジファーストメニュー（食前サラダなど）を提供する

※留意事項

- ・①、②については、県が提供する「みやぎベジプラスメニュー」の商品化や下記の基準を満たした自社メニューの販売を行うもの。
【基準】そうざい・小鉢 野菜 70g 以上使用し、味の濃くないもの（商品 100g に対して食塩相当量 1g 未満を目安とする）
弁当・定食 野菜 120g 以上、食塩相当量 3g 未満（650kcal 以上の場合は、3.5g 未満）
- ・①は商品にベジプラスのロゴシールを貼るなど基準を満たした商品であることがわかるようにして販売する。
- ・②③は配布したグッズ等を用いて取組がわかるように表示を行う。

参加するには？

◆裏面の申込書に必要事項を記入し、宮城県健康推進課にファクシミリまたは電子メールでお送りください。

※キャンペーン終了後に簡単な報告書の提出をお願いします。（実施期間、実施内容、売り上げ食数等）

協力店になると・・・

- ・健康づくりに取り組むお店として、お店のイメージアップにつながります。
- ・県ホームページやインスタグラム等にお店が紹介されます。
- ・ミニのぼりやポップ、ポスター等が無償で配布されます。

募集期間：令和2年9月から令和3年2月まで

お問い合わせ 宮城県保健福祉部健康推進課
電話：022-211-2637, FAX：022-211-2697
Email：kensui-s@pref.miyagi.lg.jp

別紙 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(善管注意義務)

第2 受注者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第4 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第7 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に貸与又は提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第10 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ

と、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 11 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちにかつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 12 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 13 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 14 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 16 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

別紙 4

暴力団等の排除取扱特記事項

(契約の解除)

第1 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(下請負の禁止)

第2 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県から資格制限措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(不当要求等に係る対応)

第3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、仕様の調整等の措置を講じる。